

告 示

埼玉県告示第百五十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二三―一四―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県上尾市大字平塚字下三百二十二番一外二十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千六百九十二・二五立方メートル